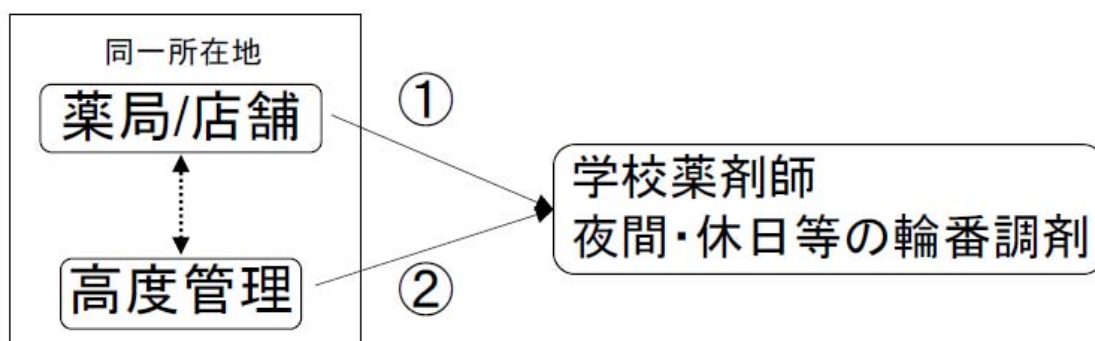


高度管理医療機器等営業所 管理者の兼務許可

今後申請する場合のみ



←.....→ 兼務許可不要(兼務は支障のない範囲で認める)
——→ 業種ごとに兼務許可が必要

①、②の2つ兼務許可が必要となります

<説明>

平成26年11月25日の法改正に伴い、薬局や店舗の管理者と同様に高度管理医療機器等営業所管理者が学校薬剤師や夜間・休日等の輪番制の調剤業務等を行うときも兼務許可が必要となりました。

<注意事項>

- 改正法施行時(平成26年11月25日)に①の兼務許可受けている場合は、当分の間、それをもって②の兼務許可を受けたものとみなされます。
- 兼務先の変更や新たに兼務許可が必要となった場合は①及び②の申請が必要となります。